

児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度

## 松戸市実施要領

平成17年4月1日

松戸市教育委員会

# 「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」松戸市実施要領

松戸市教育委員会

## 1 目的

この要領は、「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の協定書」（以下「協定書」という。）に基づく連絡を円滑に実施し、かつ、取り扱う個人情報に適管理し、個人情報の保護を図るために必要な事項を定めるものとする。

## 2 連絡機関

各学校からの連絡は、それぞれ事案を管轄する警察署へ行うものとする。

## 3 連絡対象事案

協定書第5条第1項2号の規定による学校から警察署への連絡対象事案は、概ね以下の事案とする。

(1) 児童生徒の非行及びこれらによる被害の未然防止等が、学校での対応だけでは困難であり、警察署との連携が必要と認められる事案。

ア 児童生徒間暴力事案 児童生徒の心身の安全を脅かす激しい暴力を振り、又は振おうとする場合をいう。

イ 対教職員暴力事案 教職員の心身の安全を脅かす激しい暴力を振り、又は振おうとする場合をいう。

ウ 対人暴力事案 児童生徒及び教職員以外の人に暴力を振り、又は振おうとする場合をいう。

エ 刃物等凶器所持事案 刃物等凶器を使用し、制止する者や周囲の児童生徒の生命及び身体の安全を脅かす場合をいう。

オ 施設等損壊事案 施設・設備への故意による甚だしい損壊行為、又は損壊行為を行おうとする場合をいう。

カ 窃盗事案 自転車、オートバイ等の窃盗及び金品の強奪行為、又は強奪行為を行おうとする場合をいう。

キ 情報端末機を媒介とした犯罪事案 端末機を使い掲示板への悪意の書き込み、メールでの中傷等が発生した場合をいう。

ク 暴走行為事案 バイク等による暴走行為、又は暴走行為を行おうとする場合をいう。

ケ 学校間抗争事案 集団で凶器等を準備しての暴力行為、又は暴力行為を行おうとした場合をいう。

コ その他事案 児童生徒の薬物乱用、性犯罪等の非行、又は非行を行おうとする場合をいう。

(2) 学校内外における児童生徒の犯罪被害の未然防止及び安全確保が、学校での対応だけでは困難であり、警察署との連携が必要と認められる事案。

ア DV（家庭内暴力）及び児童虐待事案 家庭内暴力の被害及び虐待を受けている場合、又は可能性が高い場合をいう。

イ 児童生徒の行方不明事案 保護者と共に児童生徒の行方がわからず、手がかりがない場合をいう。

ウ 暴力団や暴走族にかかわる事案 児童生徒が暴力団や暴走族にかかわり、被害者又は加害者になるおそれがある場合をいう。

エ その他事案 学校周辺又は児童生徒の生活する地域において薬物乱用、性犯罪等が発生した場合をいう。

#### 4 連絡対象情報

協定書第6条による学校から警察署への連絡対象となる情報は、連絡対象事案に係る児童生徒の氏名及びその概要、連絡対象事案に関係する問題行動及び健全育成に資する情報の内、児童生徒の非行及び被害の未然防止と安全確保に資すると校長が判断した必要最低限の情報とする。

#### 5 教育委員会の指導・助言

学校が警察署に対して連絡する際、校長は必要に応じて教育委員会と協議し、指導・助言を受けるものとする。

#### 6 捜査情報

警察署から捜査上必要な情報を学校に求められた場合は、「学校・警察連絡制度」によらず、刑事訴訟法第197条第2項に基づく「捜査関係事項照会書」によるものとする。

#### 7 連絡担当者

協定書第7条第1号の規定により校長が指定する連絡担当者は、教頭又は生徒指導主任等の主任等の教諭とする。

## 8 記録の作成等

協定書第9条第1号に規定する正確性を確保するために、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 連絡は校長が行うものとする。校長の不在等緊急時には連絡担当者が行う。連絡担当者が連絡を行った場合は、直ちに校長に報告するものとする。連絡を行ったとき、連絡をした内容を「学校・警察連絡制度（記録票）」（第1号様式）に記録するものとする。
- (2) 警察署からの連絡は校長が受信するものとする。校長の不在等緊急時には連絡担当者が受信し、連絡を受ける。連絡担当者が連絡を受けた場合は、直ちに校長に報告するものとする。連絡を受けたとき、連絡を受けた内容を、「学校・警察連絡制度（記録票）」に記録するものとする。
- (3) 上記(2)の規定により作成した文書は、校長が一括して保管するものとする。また、連絡対象事案が解決終了次第、速やかに廃棄するものとする。
- (4) 校長は、上記(1)及び(2)で連絡を取り合った件数を学期ごとにまとめ、「学校・警察連絡制度（報告書）」（第2号様式）により、松戸市教育委員会教育長に報告するものとする。

## 9 施行期日

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

学校・警察連絡制度（記録票）

校	長		

件名			
連絡日時	平成	年	月 日 午前・午後 時 分
発信者			
受信者			
該当児童生徒	氏名	性別（ ）	
	学年組	年 組	
連絡等の概要			
備考			

学校・警察連絡制度（報告書）

平成 年 月 日

松戸市教育委員会

教育長 様

学校番号 \_\_\_\_\_

松戸市立 \_\_\_\_\_ 学校

校 長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ \_\_\_\_\_ 月の間の連絡件数を以下のとおり報告します。

学校から警察署への連絡件数	件
警察署から学校への連絡件数	件

(記載者名 \_\_\_\_\_ )

※同一事案について、複数回にわたって連絡をした（連絡を受けた）場合は、1件と数える。

※連絡がない場合も、0件として報告する。

※この報告書を、1学期分(4/1~7/31)は8月10日、2学期分(8/1~12/31)は1月10日、3学期分(1/1~3/31)は4月10日までに、親展文書により提出する。